



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

832	平成18年和歌山県告示第714号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部改正	(総務課).....	1
833	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	1
*834	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更	(果樹園芸課).....	2
835	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
836	保安林予定森林	( " ).....	3
837	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	4
838	"	( " ).....	4
839	"	( " ).....	4
840	"	( " ).....	5
841	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	5
842	"	( " ).....	6
843	"	( " ).....	6
844	"	( " ).....	7
845	"	( " ).....	7
846	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7
847	"	( " ).....	8
848	"	( " ).....	9
849	"	( " ).....	10
850	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11

### ○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	11
平成29年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第832号

平成18年和歌山県告示第714号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

### 和歌山県告示第833号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年6月20日指定した。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	イア ハーツ 7月号	01771-7	大洋図書
コミック	恋愛天国パラダイス 7月号	09675-7	竹書房
コミック	花恋 7月号	02601-7	日本文芸社
コミック	ガッシュ 7月号	12467-7	海王社
コミック	花音 7月号	17481-07	芳文社
コミック	恋愛チェリーピンク 7月号	12080-7	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 7月号	19625-07	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 7月号	08577-7	ぶんか社
コミック	ミニシュガー 7月号	18425-07	秋水社
コミック	ドラ 7月号	16695-07	コアマガジン
コミック	月刊マガジンビーボーイ 7月号	18355-07	リブレ
コミック	ミニベリー vol.33	18426-07	秋水社
コミック	絶対恋愛Sweet 7月号	15557-07	笠倉出版社
コミック	まんがグリム童話 7月号	08305-7	ぶんか社
コミック	アヤ 7月号	18815-07	宙出版
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 7月号	05375-07	コアマガジン
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 7月号	02091-7	ぶんか社
雑 誌	実話BUNKA超タブー Vol.22	05376-07	コアマガジン
雑 誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.111	02092-7	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

#### 和歌山県告示第834号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成29年8月5日から施行する。

平成26年和歌山県告示第1533号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）、平成27年和歌山県告示第1392号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）、平成28年和歌山県告示第119号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）、平成28年和歌山県告示第972号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）及び平成28年和歌山県告示第1106号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）は、平成29年8月4日限り廃止する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
東京都	東久留米市
神奈川県	横浜市及び川崎市
岐阜県	各務原市
愛知県	一宮市、江南市及び大口町
大阪府	堺市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市及び太子町

**和歌山県告示第835号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字東谷字浦見田749・757の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第836号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町内ノ川字総屋1047の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字総屋1047の1（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第837号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第838号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第839号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第840号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第842号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第843号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第846号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
前山谷（1-201-1-056-1）、前山谷（1-201-1-056-2）、知事塚北谷（1-201-1-057）、郡長塚東谷（1-201-1-058）、郡長塚西谷（1-201-1-059）、長屋池谷（1-201-1-060）、将軍塚北谷（1-201-2-02

- 9)、岩橋西村(I-3414)、岩橋(I-3449)、栗栖(3)(II-2068)、岩橋(3)(II-2074)、栗栖(4)(II-30057)、岩橋(4)(II-30058)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

岩橋(花山)・岩橋(2)(I-295)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第847号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

切目川右支溪(5-390-1-036)、切目川左支溪(5-390-1-037)、切目川右支溪(5-390-2-117)、切目川右支溪(5-390-2-119)、切目川左支溪(5-390-2-120)、切目川左支溪(5-390-2-121)、切目川左支溪(5-390-2-122)、小森(I-1220)、日裏(I-1221)、藤藪(I-1222)、川又崎ノ垣内(I-4087)、川又藤藪(I-4088)、川又大又(I-4089)、川又小森1(II-4970)、川又小森2(II-4971)、川又小森3(II-4972)、川又日裏1(II-4973)、川又大又1(II-4974)、川又(II-4975)、青木(II-4976)、川又日裏2(II-4977)、川又蔭地1(II-4978)、川又源治1(II-4979)、川又蔭地2(II-4980)、川又大又2(II-4981)、川又蔭地3(II-4982)、川又大又3(II-4983)、川又青木1(II-4984)、川又青木2(II-4985)、川又源治2(II-4986)、川又蔭地4(II-4987)、川又源治3(II-4989)、川又大又4(II-4990)、川又青木3(II-4993)、川又(101)(II-50254)、榎川(29)(II-50255)、榎川(30)(II-50256)、榎川(32)(II-50258)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令



（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域の名称

榎川（31）（Ⅱ-50257）

### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第848号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

瓜谷川左支溪（5-388-1-902）、南部川右支溪（5-388-2-002-1）、南部川右支溪（5-388-2-002-2）、玉川右支溪（5-388-2-003）、玉川左支溪（5-388-2-010）、瓜谷川左支溪（5-388-2-902）、半田（Ⅰ-1269）、宮（Ⅰ-1270）、下五味（Ⅰ-1272）、丸山4（Ⅰ-1273）、西本庄瓜谷（Ⅰ-4076）、西本庄（101）（Ⅰ-50181）、田殿（Ⅱ-4901）、西本庄5（Ⅱ-4902）、西本庄6（Ⅱ-4903）、西本庄7（Ⅱ-4904）、西本庄8（Ⅱ-4905）、西本庄9（Ⅱ-4906）、西本庄10（Ⅱ-4908）、西本庄11（Ⅱ-4911）、東本庄下五味（Ⅱ-4916）、水越（Ⅱ-4917）、西本庄瓜谷1（Ⅱ-4921）、西本庄瓜谷2（Ⅱ-4922）、西本庄12（Ⅱ-4935）、西本庄（102）（Ⅱ-50277）、西本庄（103）（Ⅱ-50278）、西本庄（104）（Ⅱ-50279）、西本庄（105）（Ⅱ-50280）、西本庄（106）（Ⅱ-50281）、西本庄（107）（Ⅱ-50282）、西本庄（108）（Ⅱ-50283）、西本庄（109）（Ⅱ-50284）、西本庄（110）（Ⅱ-50285）、西本庄（111）（Ⅱ-50286）、西本庄（112）（Ⅱ-50287）、西本庄（113）（Ⅱ-50288）、西本庄（114）（Ⅱ-50289）、西本庄（115）（Ⅱ-50290）、西本庄17（Ⅲ-2715）、西本庄18（Ⅲ-2716）、西本庄宮（Ⅲ-2724）

### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (2) 土砂災害警戒区域の名称

南部川右支溪(5-388-1-003)、玉川左支溪(5-388-2-011)

### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第849号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

道中(6-402-1-020)、野中(6-402-2-064)、方杉(6-402-2-065)、小広峠1(6-402-2-067)、小広峠2(6-402-2-068)、近野(6-402-2-069)、十丈又(6-402-1-015)、富田川(6-402-2-038)、串崎(6-402-2-039)、中切1(6-402-2-040)、中切2(6-402-2-041)、十丈又1(6-402-2-042)、十丈又2(6-402-2-043)、愚四郎山(6-402-2-044)、十丈又3(6-402-2-045)、春日神社(6-402-2-046-1)、春日神社(6-402-2-046-2)、大内川(6-402-2-047)、下地(6-402-2-048)、上石船(6-402-1-016)、上石船(6-402-2-037)、官谷(6-402-2-050)、中切4(6-402-2-051)、石船1(6-402-2-052)、石船2(6-402-2-053)、洞谷(6-402-2-055)、中芳養田尻2(I-60382)、中芳養田尻4(I-60384)、中芳養林11(I-60387)、中芳養林12(I-60388)、中芳養田尻5(I-60401)、中芳養小野13(II-60367)、中芳養小野14(II-60368)、中芳養小野15(II-60369)、中芳小野16(II-60370)、中芳養平野7(II-60376)、中芳養田尻1(II-60381)、中芳養田尻3(II-60383)、中芳養林9(II-60385)、中芳養林10(II-60386)、中芳養林13(II-60390)、中芳養林14(II-60391)、中芳養林15(II-60397)、中芳養林16(II-60398)、中芳養林17(II-60399)、中芳養林18(II-60400)、中芳養田尻6(II-60402)、中芳養田尻7(II-60403)、中芳養田尻8(II-60404)

### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

上地（6-402-2-066）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第850号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3383	伊都郡かつらぎ町大字妙寺 字那加良1014番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	平成 29.6.22	6.00	29.01

## 諸 報

### 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年7月24日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成29年7月4日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

市道坂田磯の浦線新設工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成29年6月23日付け28和収第08310002号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

和歌山県和歌山市磯の浦字口大井谷311番4及び字大井原530番、531番若しくは532番又は字小山原533番1、533番2、533番3、534番、535番1若しくは535番2所在の物件の所有者

## 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成29年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター

- 1 試験期日 平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目
    - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）  
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
    - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
  - (2) 試験の方法
    - ア 試験は、筆記試験によって行います。
    - イ 出題の形式は、（1）アの科目については択一式及び記述式、（1）イの科目については択一式とします。  
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布方法
  - (1) 窓口配布
    - ア 配布期間 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）  
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）  
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）
  - (2) 郵送による配布
    - ア 配布期間 平成29年8月7日（月）から同年9月1日（金）まで  
なお、郵送による配布の請求は、平成29年7月3日（月）から同年9月1日（金）まで受け付けます。
    - イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。  
宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 5 受験手続
  - (1) 郵送による受験申込み
    - ア 受付期間 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで
    - イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください（宛先は印刷されています。）。平成29年9月8日（金）の消印があるものまで受け付けます。
    - ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客様用）の貼付があるもの）  
行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）
  - (2) インターネットによる受験申込み
    - ア 受付期間 平成29年8月7日（月）午前9時から同年9月5日（火）午後5時まで  
インターネットによる受験申込みは、平成29年9月5日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができ

なくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にアクセスし、御確認ください。

受付最終日（平成29年9月5日（火））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

#### イ 受験手数料の払込み

（ア）受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

（イ）利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

（ウ）利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

#### (3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

#### (4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03 (3263) 7700

#### 6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障がいの内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

#### 7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。